

再提出される確定拠出年金法案

9月5日に開催された自民党・私的年金小委員会で、確定拠出型年金の創設・運営に関する確定拠出年金法案の優先処理が確認されたことにより、9月下旬の臨時国会において再提出され、成立する見通しが高まっている。9月14日には経団連、日経連など経済4団体が総決起集会を開催するなど、確定拠出年金制度の早期成立に向けた関係各界の動きも熱を帯びている。わが国確定拠出年金の普及に向けて、2000年度内実施を見越し、証券会社、金融機関そして資産運用会社などの動きが慌ただしくなっている。

本稿では、再提出が濃厚となった確定拠出年金法案の概要と関係者が今後留意すべき影響について取り上げる。

1. 確定拠出年金制度の創設

現行の企業年金は、年金給付額が給与や勤続年数を基に決められる確定給付型年金であるが、中小企業にはあまねく普及しておらず、また、転職に際して、年金資産の移管（ポータビリティ）が十分確保されていないため、終身雇用・年功序列という旧来の日本の雇用システムが維持し得なくなり、雇用が流動化している現状には適合しないという点も指摘されている。他方、企業では、90年代の株式市場の低迷、低金利によって積立不足が拡大し、追加拠出が求められ、2001年度からの退職給付会計の本格的実施に向けて退職給付債務負担の早期対応に迫られている。

こうした問題点を踏まえ、新たなタイプの年金制度の構築が求められ、米国で普及している確定拠出型年金の導入機運が高まった。確定拠出型年金の法制化の動きは、98年2月に自民党の緊急経済対策に取り上げられて以来本格化し、大蔵省、厚生省、労働省、通産省の4省で協議が行われ、まずは99年12月に確定拠出年金制度に関する税制優遇の骨子が示された。2000年3月6日に第147回通常国会に上程された確定拠出年金法案は衆議院の解散等の影響を受けて廃案となったが、9月5日に開催された自民党の私的年金等に関する小委員会（太田誠一委員長）において9月下旬召集予定の臨時国会に同法案を再提出し、早期成立を目指すことが確認されたところである¹。

¹ 確定拠出年金法案の再提出までの今後の展開としては、自民党内および与党3党における優先処理の合意を得る必要がある。そのためにも、9月14日に開催される経団連、日経連、日本商工会議所、経済同友会の経済4団体による法案成立に向けた総決起集会には経済界としての早期成立の必要性を訴え、支持を求める意義がある（2000年8月25日付け日経金融新聞）。

以下では、再提出される予定の確定拠出年金法案を概観する。

1) 確定拠出年金の基本的特徴

(1) 企業型年金と個人型年金

確定拠出年金法案において「確定拠出年金」とは、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期にその結果に基づく給付を受けられる年金であると規定されている（確定拠出年金法案 1 条）。

確定拠出年金には、企業（厚生年金適用事業所²の事業主）が単独または共同して実施し、従業員のために企業が掛金を拠出する企業型確定拠出年金（企業型年金）と、国民年金基金連合会（国基連）³が実施し、自営業者など個人が掛金を拠出する個人型確定拠出年金（個人型年金）が考えられている（同法案（以下同じ）2 条 1～4 項、表 1）。

表 1 確定拠出年金制度の概要

	企業型年金	個人型年金
主な運営者	事業主	国基連
年金規約	労使合意に基づき作成	国基連が作成（加入者是不関与）
拠出者	事業主のみ	加入者個人のみ
拠出金	年金規約で算定方法を定める	年金規約に基づき個人が指定・変更可
加入者	企業型年金を実施する企業の従業員	自営業者および（厚生年金基金および適格退職年金がなく）企業型年金を実施しない企業の従業員
運営管理機関の選定	運営管理機関、資産管理機関は事業主が選定（自ら行う場合もあり）	運営管理機関は国基連が選定（自己資産については個人が選定）、資産管理は国基連が金融機関に事務委託
給付事由	満 60 歳に達したこと、高度障害、死亡	
給付形態	老齢給付金（一時金、年金）、障害給付金（一時金、年金）、一時金	
税制優遇	・ 事業主では必要経費、損金算入可 ・ 個人に対しては給与所得としない 厚生年金加入者一年間 21.6 万円 厚生年金非加入者一年間 43.2 万円	自営業者一年間 81.6 万円（国民年金基金との合計） 厚生年金基金および適格退職年金に非加入かつ企業型年金の非加入者一年間 18 万円

（出所）野村総合研究所

企業型年金は、厚生年金保険が適用される事業主が、労使合意に基づいて、企業型年金に係る規約（企業型年金規約）を作成し、当該規約について厚生労働大臣⁴の承認を受

² 厚生年金保険法 6 条 1 項の適用事業所および同条 3 項の認可を受けた事業所をいう。

³ 個人型年金では、企業型年金の事業主の役割を国基連が行うこととなる。国基連は、国民年金加入者の移動に伴う年金給付のデメリットをなくすよう、加入期間の通算事業を主として行っている。厚生年金基金の加入移動について通算事業を行う厚生年金基金連合会と同様である。個人型年金の場合は、加入者の移動がかなり生ずると想定されるため、各年金間の通算を確保する必要がある。まさに、この役割には国基連という公的な情報集中管理機構の存在が注目されたものと思われる。

⁴ 2001 年 1 月の中央省庁等改革実施に伴い、厚生省と労働省が統合され「厚生労働省」となることから、確定拠出年金法（案）は厚生労働省の所管となる。

けることによって実施することができる（同 3 条 1 項）。企業型年金には、年金規約の承認を受けた企業の従業員（国民年金保険の第 2 号被保険者）が、年金規約に定めた加入資格に基づき加入することができる。ただし、2 以上の企業型年金への加入資格を有していても加入できるのは 1 つに限られる（13 条）。また、企業型年金への掛金拠出は、企業のみ可能で加入者個人は行えない（19 条）。この場合の拠出限度額は政令で定める額を超えることはできないことになっている（20 条）⁵。企業型加入者は、企業型年金を実施する事業主に雇用された日、雇用されている事業主が企業型年金を実施することになった日などに加入資格を取得し、60 歳に達したときや死亡したとき、事業主が企業型年金を解散したときなどにはその翌日に加入資格が失われる（10 条、11 条）。なお、加入資格を法令以上に制限し、勤続期間が 3 年未満の加入者の個人別管理資産について、企業拠出相当分として政令で定める金額については返還するよう年金規約に予め定めることができる（3 条 3 項 10 号）。

一方、個人型年金は、自営業者や、厚生年金保険に加入しているが厚生年金基金や適格退職年金が運営されていない事業所に勤務する従業員が任意に加入できる制度である。

国民年金基金連合会（以下「国基連」という）が、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けることによって実施可能となる（55 条 1 項）。個人型年金には、自営業者など国民年金の第一号被保険者等が国基連に申し出るにより加入することができ、個人はその申出日に加入資格を取得する（62 条）。

（2）規約の作成と承認

企業型年金の規約には、①事業主の名称・住所、②事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にはその業務、③事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合には、その委託先運営管理機関の名称・住所とその業務、④資産管理機関の名称・住所、⑤加入者に一定の資格を定める場合は、その事項、⑥事業主が拠出する掛け金の額の算定方法に関する事項、⑦運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項、⑧給付額および支給方法などを定めなければならない。規約の承認を受けたときは、事業主は遅滞なく従業員（加入者）等に周知させなければならない（4 条 3 項）。また、規約の変更は、労働組合等の過半数の同意と厚生労働大臣の承認を要するが、事業主の名称や業務などは、厚生労働省令で予め承認が免除される可能性もある（5 条 1 項、2 項）。運用の方法等年金制度の本質的な事項については、原則通り同意や承認が必要となる。

個人型年金では、国基連に設置された「個人型年金規約策定委員会」の議決により、企業型年金とほぼ同じ内容の規約を作成し、規約の変更の場合も同じ手続きをとる（55 条 2 項、75 条）。規約は、少なくとも 5 年ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、規約の内容について再検討を加え、必

⁵ 拠出限度額については、税制上の非課税限度額となる。

要があると認めるときは規約の変更をしなければならない（59 条）。策定委員会の組織に関しては政令事項となっており、現状では明らかでない（75 条 4 項）。

厚生労働大臣による規約の承認基準では、①提示される運用方法の数または種類について、23 条 1 項の要件（預貯金への預入や有価証券の売買などのうち 3 以上が選定・提示され、うち 1 つの運用方法は元本が確保されるものであること）に基づく提示が可能であること、②加入者等による運用指図は、少なくとも 3 カ月に 1 回、行い得るものであることなどが、定められている（4 条）。

（3）個人別管理資産と運用指図および移換

確定拠出年金の最大の特徴は、加入者が個人別の年金管理資産（将来の給付に充てるべきものとして積み立てられている資産）を有し、その資産の運用について自ら指図を行うとともに（25 条、73 条）、一定の要件⁶を満たした加入者等は、中途退社等によりこれまで加入していた企業型年金を脱退して他の企業型年金に加入したり、個人型年金に加入することができるということである。これは、米国の 401(k)プランにおけるポータビリティを認める根拠となっている。個人別管理資産額は、政令に基づいて算定されることになっている（2 条 13 項）。

運用の指図とは、加入者等が自ら、運用関連運営管理機関から提示された運用方法の中から 1 以上の方法を選択し、かつ、各運用の方法に充てる額を決定して、記録関連運営管理機関に示すことをいう。

個人別管理資産の移換に伴う取扱いには、①企業型から個人型へ、②個人型から企業型へ、③企業型から他の企業型へ、の 3 通りが規定されている（80～85 条）。各個人別管理資産については、加入者が新しい確定拠出年金の加入の資格を取得後、従来加入していた企業型年金の資産管理機関や国基連が移換を行うことになる。

2) 税制措置

確定拠出年金制度の普及には、税制上の優遇規模が大きな影響を与える。最大の焦点であった税制上の優遇規模は、平成 12 年度税制改正大綱において明らかにされた⁷。確定拠出年金で課税関係が生ずるのは、①掛金の拠出時、②運用時、③給付時、の 3 段階である⁸。

⁶ 転職等により、加入者が当該企業型年金から脱退する際に、勤続年数が 3 年以上であれば、この積立金から給付を受ける権利が認められている（4 条 1 項 7 号）。

⁷ 2000 年 3 月 31 日に公布された平成 12 年度の税制改正（「租税特別措置法等の一部を改正する法律」）には盛り込まれず、確定拠出年金法案の附則に盛り込まれている。さらに、確定拠出年金法案では、確定拠出年金について税制上必要な措置を講ずるよう求められている（86 条）。

⁸ 税制に伴う問題点および米国税制との比較については、野村亜紀子「我が国資産運用業界の企業年金をめぐる動向—変革の時代を迎えて—」『資本市場クォーターリー』2000 年夏号参照。

拠出時の課税については、事業主が拠出する掛金については、必要経費として所得計算上損金算入を認め、加入者従業員については給与所得に含めず、課税対象としない。なお、掛金拠出者の区分に応じて以下のような拠出限度額（つまり非課税限度額）が設けられている。企業型年金の拠出者である企業については、厚生年金基金等を実施していない場合は1加入者当たり年間43万2,000円（月3万6,000円）、厚生年金基金等を実施している場合は1加入者当たり年間21万6,000円（月1万8,000円）とされている。

一方、個人型年金の個人の拠出については、その全額が所得控除の対象となる。この場合の、非課税限度額は、①自営業者等の国民年金の第一号被保険者（「第一号加入者」）については、国民年金基金等の掛金額と個人の掛金額の合計が年間81万6,000円（月6万8,000円）、②厚生年金基金等の対象となっておらず、かつ企業型年金の対象となっていない企業の従業員（「第二号加入者」）については、年間18万円（月1万5,000円）となっている。

現行の年金制度に対する課税をみると、厚生年金保険および厚生年金基金では、企業拠出は全額損金算入であり、個人拠出は全額社会保険料控除（所得控除）とされている。現行の厚生年金基金等に係る税制優遇と比較すると、確定拠出型年金への優遇措置はそれほど大きくはない。

運用時の課税については、積立金および運用収益について給付時まで非課税の取扱いとされる。だが、年金積立金については、適格退職年金と同様、1.173%の税率で特別法人税（および法人住民税）が課税される。特別法人税は、99年4月から2001年3月までの2年間（2ヵ年度）は凍結されている。

年金給付時の課税については、その受取形態により異なる。年金として受け取る場合は公的年金等控除が適用されるが、一時金の場合は、加入年数を勤続年数とみなして退職所得課税が適用される。

そのほか、加入者が離転職し、確定拠出型年金間で年金資産の移管をする場合には、所定の手続きをとることによって、非課税の取扱いを継続することができる。また、確定給付型年金等から確定拠出型年金へ移行される場合についても、税制上の措置が講じられることとなっている。

2. 企業型確定拠出年金の管理・運営

1) 事業主に求められる基本的役割

企業型年金では、事業主が管理・運営の主たる責任者である⁹。事業主は、企業型年金

⁹ 企業型年金の基本的運営に関わる加入者に対する運用に関する必要な措置や運営管理業務については、事業主が自己で行うか、委託できるとされているため。

の運営に当たって、従業員（以下、「加入者等¹⁰」という。）に規約の内容を周知・理解させるとともに、加入者等が、事業主から拠出される掛金を個人別管理資産として運用の指図を自ら行いうるよう必要な措置を講じなければならない（22 条～27 条）。具体的には、事業主は、加入者等に対して、運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない（22 条）。必要な措置とは、加入者が自ら投資判断ができるようにするための投資教育などをいう。

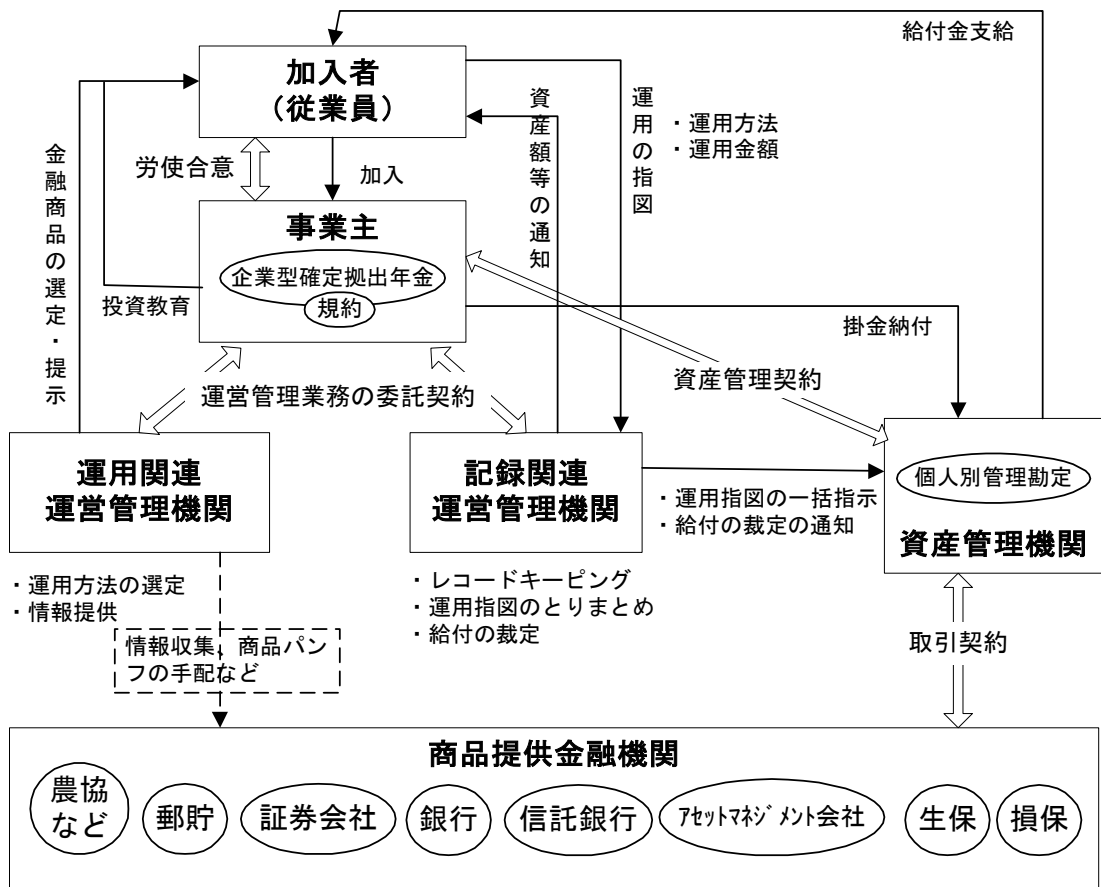
さらに、事業主は、運営管理業務、つまり加入者等に関する事項の記録、保存および通知、運用指図の取りまとめといった記録関連業務と、運用の方法の選定および加入者等に対する提示ならびに当該運用の方法に係る情報提供といった運用関連業務についても体制を整える必要がある（2 条 7 項）。事業主は、運営管理業務を自ら行うことができるほか、運営管理機関に全部又は一部を委託することができるし、運営管理機関は委託を受けた業務の一部を他の運営管理機関に再委託することもできる（7 条 1、2 項）¹¹。また、22 条に基づく資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置も、運営管理機関に委託することができる（97 条）。他方、事業主は、給付に充てるべき積立金について、信託銀行や生命保険会社等（資産管理機関という）と資産管理契約を締結し、個人別管理資産の保全を図らなければならない（8 条）。事業主は掛金を翌月月末までに資産管理機関に納付する（21 条）とともに、（委託している場合には）記録関連運営管理機関に各加入者ごとの拠出額を通知しなければならない（同条 2 項）。そのほか、記録関連運営管理機関に対して厚生労働省令で定める一定事項を通知しなければならない（16 条）。

金融商品の実際の運用・管理については、運用関連および記録関連の運営管理機関、資産管理機関および商品提供金融機関との間で各種の委託契約が締結されることになる（図 1）。事業主が運営管理業務を行わない場合は、委託先運営管理機関との三者間協定や、商品提供先金融機関がタイムリーに商品を提供できる体制も勘案すると四者間協定も考えられよう。

¹⁰ 加入者等には、60 歳未満に退職してその後個人型に移換できない専業主婦や、企業型年金加入者が 60 歳になるなどして加入者資格を喪失した場合に企業型年金運用指図者となった者などを含む（15 条）。

¹¹ 個人型年金では、国基連は、自ら運営管理業務を営むことはできず、運営管理業務を運営管理機関に委託することが義務づけられている（60 条 1 項）。連合会から委託された運営管理機関は、他の運営管理機関に業務の一部を再委託することができる（同条 3 項）。運営管理業務のほか、積立金の管理に関する事務など一定の事務を金融機関など他の者（個人からの加入の申し出などには国民年金基金も）に委託することができる（61 条、77 条）。

図1 企業型確定拠出年金の関係者



(出所) 野村総合研究所

2) 確定拠出年金運営管理業務

企業型確定拠出年金運営管理業務は、記録関連業務と運用関連業務のいずれか、または両方を行う事業をいう(2条7項)。記録関連業務とは、①加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の事項の記録、保存及び通知、②加入者等の運用指図の取りまとめ、およびその内容の資産管理機関への連絡、③給付を受ける権利の裁定が限定列挙されている。運用関連業務とは、運用の方法の選定および加入者等に対する提示ならびに当該運用の方法に係る情報の提供である。

(1) 記録関連運営管理機関

記録関連運営管理機関は、加入者等の氏名および住所、資格の取得および喪失の年月日、個人別管理資産額等、加入者等に関する原簿を備え、記録・保存しなければならない(18条)。このような義務は、加入者等による運用の指図、給付に関する裁定の申請などに応えるために、正確かつ最新の情報を確保する必要からである。この要請に応え

るために、記録関連運営管理機関に加入者に関する情報について厚生労働省令で定められた事項を通知する義務を事業主に課している（16 条 1 項）。他方、記録関連運営管理機関は、毎年 1 回以上、加入者等の個人別管理資産額等を加入者等に通知する義務がある（27 条）。

（2）運用関連運営管理機関

運用関連運営管理機関等（運用関連運営管理業務を行う事業主含む。以下同じ。）は、運用の方法について、①銀行等への預貯金の預入れ、②信託銀行等への信託、③有価証券の売買、④生命保険の保険料または生命共済の共済掛け金の払込み、⑤損害保険の保険料の払込みなどから、少なくとも 3 以上（そのうち 1 以上は元本が確保される運用方法であること）選定し、加入者に提示しなければならない（23 条 1 項）。

運営管理機関等は、「資産の運用に関する専門的な知見」に基づいて運用の方法の選定を行わなければならない（同条 2 項）ほか、提示した運用の方法に関する利益の見込み（リターン）および損失の可能性（リスク）など、加入者が運用の指図を行う上で必要な情報を提供しなければならない（24 条）。

金融商品の選定に当たっては、選定先金融機関等との折衝が必要となろう。自社の金融商品であれば、情報や資料等も十分に提供できるであろうが、他社の金融商品についても同程度に、情報を収集し、最終的に、商品を選定し、実際に投資できるようパンフレットや取引の方法などを明示する必要がある。なお、提示された運用方法や運用商品が実際に購入が可能であるように、資産管理機関のみならず運営管理機関も対象商品を取り扱う金融機関と情報提供の契約を結ぶ必要が生じよう。

3）資産管理機関の役割

運営管理業務は事業主自ら行うことができるが、資産管理業務は信託銀行等に委任しなければならない。なお、厚生年金基金が、その規約に定めることにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる（53 条）。事業主との資産管理契約の締結に関し必要な事項は政令で定められることになっている（8 条 5 項）。

資産管理機関は、事業主との資産管理契約に基づき、事業主からの毎月の掛金納付の受け入れ、記録関連運営管理機関からの運用指図に基づく各選定金融機関への取り次ぎ、受給に関する裁定に基づく給付を行う。

3. 事業主および運営管理機関の行為準則

運営管理機関等の受託者責任は、加入者等に対する忠実義務と、ERISA のプルードント・マン・ルールのような専門的知見に基づく注意義務および行為準則を定め、違反した場合の行政処分なども規定されている。事業主および運営管理機関は、それぞれの役割を果たす上で、法令や行政処分、企業型年金基金規約を遵守し、加入者等のため忠実に行うことが求められている（43 条 1 項、44 条、99 条 1 項）。これは、企業型確定拠出年金の適正な運営のために、加入者等に対して自己責任に基づく資産運用であることを自覚させ、運用に伴う諸手続きを整備するなどの義務を明記し、運営責任者である事業主等の責任を厳格に果たさせるためである。

このような規定ぶりは、米国の企業年金に関する基本法である ERISA（従業員退職給付所得保障法）に準じたもので来春の通常国会への上程が見込まれる企業年金法でもその導入が予定されている。

1) 共通する行為準則

確定拠出年金の運営管理機関が、現行の厚生年金基金の運用を受託した場合との違いは、運営管理機関の直接の契約相手方は事業主であるが、事業主だけでなく加入者等に対しても忠実義務があるという点である。

さらに、加入者等の個人情報の保管・使用に当たっては、本人の同意がある場合等を除いて、その業務に必要な範囲内を超えてはならない（同条 2 項）。

次に、運営管理契約の締結に際して、相手方に加入者等の損失の補てんや、加入者等に対する特別の利益提供を約したり、自己の責めに帰すべき事故によるものでなければ実際に損失等が生じた場合の補てん等も禁止されている（100 条 1、2、3 号）。運営管理契約の締結の勧誘等に際しても、運営管理業務に関する事項であって、契約の相手方の判断に影響を及ぼす重要事項について、故意に事実を告げず、または不実のことを告げてはならない（同条 4 号）。

また、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図るため、特定の運用の方法を加入者等に提示してはならない（同条 5 号）というのは、まさに忠実義務の一つの例示でもある。例えば、運営管理機関である銀行が、融資先企業の確定拠出年金の加入者に対して、その銀行の系列のアセット・マネジメント会社の商品を、他のアセット・マネジメント会社の商品との比較・検討なしに、あるいは、明らかにパフォーマンスが悪いにも関わらず、対象金融商品の品揃えとして提示することにつき、同一グループ企業に対して利益をもたらすことが加入者の利益よりも優先されていることが明確にされれば、この条項に抵触するおそれがある。

さらに、運用関連運営管理機関は、投資顧問業者その他運営管理業以外の事業を営む

者として行うことを明示して行う場合を除き、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めてはいけない（同条 6 号）。そのほか、加入者等の保護に欠け、もしくは運営管理業の公正を害しまたは信用を失墜させるおそれのあるものとして禁止すべき行為は主務省令で定められるとともに、これら行為準則への違反には罰則が課せられることになっている（同条 7 号）。

2) 行政上の監督規制

確定拠出年金運営管理業を営むには主務大臣の登録を受ける必要がある（88 条）。銀行等の金融機関は他の法律によらず、登録を受けることができる（同条 2 項）。登録拒否要件には、法人でない者や、運営管理機関の登録取消後 5 年を経過していない場合のほか、他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人または当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人などが列挙されている（91 条）。

運営管理機関の監督は、主務大臣により、その業務についての報告書の提出、業務の状況報告徴取、立入検査権、質問権を通じて行われ、必要に応じて、業務停止、登録取消等の処分が行われることになっている（102 条～104 条）。

事業主が運営管理業務を行う場合は、運営管理機関と同様、運営管理業務に関する帳簿書類を作成・保存し、厚生労働大臣に業務報告書を提出しなければならない（49 条、50 条）。さらに、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、厚生労働省の職員による質問・検査を受けることがある（51 条）。こうした検査等の結果、規約や行政処分に違反していると認めるときや、事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認める場合には、是正命令や改善命令が発せられる（52 条）。最終的には、厚生労働大臣による規約の承認の取消が行われることになる（52 条 2 項）。

このように、運営管理機関や運営管理業務を行う事業主は、行政上の監督を受けることによって、企業型年金の適正な運営と違法行為の未然防止が図られているともいえる。

4. 確定拠出年金法のインパクト

確定拠出年金法案には、新型の年金制度の導入とともに、制度関係者に対する厳格な責任および行為準則も定めている。ここでは、こうした規定に関し、事業主や運営管理機関となる金融機関等が留意すべき事項について取り上げたい。

1) 事業主（取締役）の責任

(1) 運用成果に対するリスク負担

企業年金として代表的な厚生年金基金では、加入者は、企業からの掛金と自己の給与からの天引きという形で拠出し、給付時には、給与や勤続年数から前もって定められた給付が受けられる。もし、運用成果が芳しくなく給付原資が不足し、確定した給付を行うことができないということになれば、最終的には、母体企業が穴埋めをしなければならない。つまり、運用成果の最終的なリスクは母体企業が負担することになる。

一方、企業型確定拠出年金では、拠出は企業からのみ行われるが、拠出金の運用については加入者自ら指示して行うため、運用成果に対する責任は加入者本人にあり、事業主にはない。しかし、加入者自身の運用に対する意識は、確定給付型年金に比べ高くなり、事業主等への年金制度運営に対する注文も厳しいものとなると思われる。とりわけ、確定給付型年金制度を廃止してその代わりに企業型確定拠出型年金を導入した場合などは注意を要する。

(2) 事業主による各管理機関のモニタリング

事業主は、運営管理機関の選定や資産管理機関の選定後も、完全にお任せではなく、常時各機関のモニタリングを行う必要がある。たとえば、運用パフォーマンスが相対的に悪いにもかかわらず、運用の方法を変更しようとしなない運営管理機関に勧告するまたは他の運営管理機関に変更するといったことを怠ったことにより、加入者に回避できない損害が生じた場合には、事業主がその責めを負うことになる。

モニタリング等を通じ、管理機関を変更することになった場合には、次のような義務が生じる。事業主は、運営管理機関が欠けることとなったときには、自ら行うか、承継すべき運営管理機関を定めて委託しなければならないほか、資産管理機関が欠けることとなったとき、及び資産管理契約が解約された場合には、別に契約した資産管理機関に積立金の移換をしなければならない（7条3項、8条3項、4項）。

運用関連管理機関および資産管理機関の選定・モニタリングに関しては、97年4月に厚生省から示された「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」、厚生年金基金連合会の「受託者責任ハンドブック（理事編－98年3月）」および「同（運用機関編－2000年4月）」を参考に、事業主自身が独自の選定基準・モニタリング基準を持ち、それを実践することが求められよう。

2) 金融機関の責任

(1) 運営管理・資産管理および商品提供のバンドル・サービスと利益相反

忠実義務において、特に問題になるのは、各管理機関と加入者等との利益相反である。

確定拠出年金法案には、事業主および運営管理機関の実質的な利益相反については禁止規定がある（42条3、4項、100条5項）が、運営管理業務及び資産管理業務の兼業に関する規制はなく、商品選定と商品提供を同一の運営管理機関が行っている場合や系列会社間で行っている場合など、資産管理機関が運営管理機関や年金資産を運用する金融機関であることは法案上可能であるため、外形上の利益相反については明確に禁止されていない¹²。

実際には、運営管理機関が運用の方法を提示する場合、自社商品だけを提示することは、外形上、自己など第三者の利益を図ることになるおそれがあるといったことなど、忠実義務規定の法的運用次第で、運営管理機関の責任はかなり厳しくなりうる。特に懸念されるのは、米国に見られるような、運営管理機関として一金融機関または、系列のみの金融機関（グループ）が、運用商品の選定・投資教育、レコードキープ、資産管理など、確定拠出型年金に関わるすべてのサービスを提供する「バンドル・サービス」の是非である。バンドル・サービスによるサービスの質及びコストが、他の手段に比べ合理的に受益者にとって利益となっていることが確認されることが重視されよう。

（2）金融商品販売法との関係

運営管理機関は、運用の方法の提示は行っても、加入者等の指図に関して勧奨をすることは禁止されている。事業主等による個別商品のきちんとした重要事項の説明などの情報の提供があつて、かつ加入者等は投資教育を受けるなどして、自ら投資判断を下せることが確定拠出年金制度の礎となっているからである。今後は、運営管理機関となる金融機関等も加入者となる個人も、運用方法の提示のみを行いまたは受け、アドバイスしないまたは求めないという状況に慣れていかなければならないだろう。

2000年5月に成立した金融商品販売法では、金融商品販売業者が預貯金、信託商品、保険商品、有価証券、集団投資スキームに関する商品等を販売または販売の代理・媒介をする際に、顧客に対して当該金融商品の元本割れの可能性等について説明し、商品の特性を顧客に理解させなければならない。このような説明義務を怠った金融商品販売業者は、顧客に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない（金融商品販売法4条）。金融商品販売業者は、商品の販売における勧誘行為を適正に行うために、勧誘方針を定め、それを公表しなければならない（同法8条）。

金融商品販売法は金融商品の販売・勧誘に関する横断的なルールであり、確定拠出年金には適用されないもようである。なぜなら、確定拠出年金制度では、金融商品に関する運営管理機関の勧奨は禁止されており、加入者が自己の判断に基づいて指図することになっているためと思われる。したがって、確定拠出年金における運用関連運営管理機関による情報提供に関して、不十分であったために損失を被った加入者が損害を回復す

¹² 「投資信託及び投資法人に関する法律」では、投資信託委託業者の利益相反行為に関して、法律上禁止基準が明記されている。

るためには、民法上の不法行為に基づくことは同じだが、金融商品販売法により加入者の立証責任は軽減されない。

確定拠出年金では、運用方法の選定に当たって、運用関連運営管理機関が商品の選定に関する情報提供を行うわけであるが、選定される商品は必ずしも運用関連運営管理機関の自社または系列会社の商品には限らない。この場合にも、選定された商品を提供する金融機関は、商品の説明義務を尽くさなければならないはずである。ゆえに同種の金融商品にもかかわらず、直接投資した場合の救済手段よりも、より厳しい受託者責任が課されているはずの確定拠出年金制度の下での投資運用の場合のほうが立証責任が重くならないよう、何らかの配慮がなされるものと思われる。

さらに、加入者にとっての法的救済として期待がもてるのは、97年に相次いで発覚した金融不祥事が金融商品に関する判例に大きな影響を与えているということである。変額年金への加入やワラント債への投資などにおける説明義務違反に対する損害賠償訴訟において、90年代前半までは、プロとしての金融機関の対応に対する支持は強かったが、最近では、裁判官の心証において、金融機関の販売姿勢に対する信頼感は著しく低下しているようである。

(3) 個人情報管理

記録関連運用管理機関のところには加入者に関する個人情報が集積することになる。個人情報は金融ビジネスにおいて貴重なマーケティング情報となるが、確定拠出年金の運用・給付以外の目的で同運営管理機関に使用されることを認めれば、運営管理機関の利益のために使用されることになり、忠実義務に反し、加入者にとって著しく不利益となる。たとえば、記録関連運用管理機関となっている信託銀行が、確定拠出年金の加入者の情報を基に、同加入者に対して、銀行取引などのまったく異なる営業行為をすることなどが考えられる。

金融サービスを通じて入手された顧客のプライバシー情報の濫用防止のための施策をどうすべきかは、今後最も注目される問題の一つである。米国規制当局では重要な問題としてとらえており、顧客情報の管理義務を強化する立法対策を取っている¹³。

確定拠出年金法案では、こうした顧客情報に関する規制を先取りして、金融サービスを通じて入手された顧客のプライバシー情報の濫用を防止するために、運営管理機関等に対して顧客情報の管理義務を明記している。確定拠出年金の運営に関する顧客情報の管理義務については、金融機関等が各取引を通じて入手した顧客情報の厳格な管理義務を初めて明文化したことにより、今後の金融サービスに関するその他の立法の先鞭を付けたことになるといえる。金融サービスを広く提供できる金融機関において、個人情報の使用・管理に当たっては、顧客に対して、使用範囲の同意を事前に得たり、個人情報

¹³ 森早苗「米国にみる金融機関の個人情報取扱規制」『資本市場クォーターリー』2000年秋号参照。

の管理方針を示すなど、十分注意し、慎重に行わなければならないだろう。

3) 今後の動向

資産運用業界では、2000 年度内の確定拠出年金制度の導入¹⁴をにらんで、従業員に対する投資教育、残高照会や運用商品の変更に対応したコール・センターやインターネットによる対応の整備、レコード・キーピング（記録管理）、ライフサイクル型ファンドなど確定拠出年金向け商品の開発などに既に取り組み、大型の投資を行い、各企業に対し営業を展開している。確定拠出型年金ビジネスはまさに今後の資産運用業の支柱となることが期待されているようである。確定拠出年金法案が廃案となって以降、導入時期のずれ込みが相当程度危惧されていたが、ここに来てにわかに勢いを取り返した感がある。

確定拠出年金では、加入者がリスク情報など投資商品に関する理解を深め、自らの老後の豊かな財産形成を助長しうよう、事業主と各管理機関との協同運営が不可欠であろう。確定拠出年金法案は、資産運用ビジネスに携わる金融機関等に対して、より高度で洗練された行動を厳しく求めており、今後益々需要が膨らむとみられる資産運用の健全な発展を促すよう、確固たるコンプライアンス体制が求められているといえる。資産運用に関わる改正法および新法は、資産運用業界にビジネス・チャンスの拡大をもたらすとともに、受託者としての責任を果たすよう明確に求めるスタンスをとっている。従来の金融商品の取扱いも含め、新たな行為基準の策定・遵守に努めなければなるまい。

そのためにも、法律に基づく受託者責任の具体的なガイドラインが必要である。わが国では、資産運用に関する判例が乏しく、今後の積み重ねを待つよりも、当局からセーフ・ハーバー・ルールのような指針が示される方が、確定拠出年金制度の参加関係者にとって不測の事態を招かず、また、違反行為に対する懸念を取り除き健全な制度普及に資することになると思われる。

当面は法案の早期成立・早期実施に注力されることになろうが、法案成立後も引き続き、確定拠出年金制度の普及・定着に向けて、税制優遇措置や、事業主・運営管理機関等の行為規制などの見直しが行われることを期待する。

(橋本 基美)

¹⁴ 確定拠出年金法案では、企業型年金については 2001 年 1 月より、個人型年金については 2001 年 3 月より実施と明記されているが、再提出される法案では、それぞれ 2 カ月ほど遅れることになるとみられる（2000 年 8 月 25 日付け日本経済新聞）。